

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーみらべる東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ホームセンターヤサカ東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

（変更後） スーパーみらべる東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 有限会社藤武商事 代表取締役 加藤知次

埼玉県川口市戸塚三丁目三十七番二十六号

（変更後） 株式会社藤徳商事 代表取締役 加藤知徳

埼玉県川口市戸塚南三丁目七番二十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤサカ 代表取締役 根性豊

東京都昭島市朝日町二丁目四番の十二

（変更後） 株式会社スーパーみらべる 代表取締役 関根朋之

東京都板橋区志村三―二十一―一

ハ 変更年月日

平成三十年六月三十日外

ニ 届出年月日

平成三十年六月二十九日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課